

「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援」に関する取組

条例	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7条（学校等の設置者の取組）					
<ul style="list-style-type: none"> 手話言語の普及のための学習の機会を提供するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 聾学校では、意思疎通に係る内容を自立活動の授業等で取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> 聾学校では、意思疎通やコミュニケーション手段に係る内容を自立活動等の授業で取り扱う。 	<ul style="list-style-type: none"> 聾学校では、引き続き意思疎通やコミュニケーション手段に係る内容を自立活動等の授業で取り扱う。 		
<ul style="list-style-type: none"> 教職員の障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する知識及び技能の向上のための研修を行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 各特別支援学校で、コミュニケーション手段に関するものも含んだ、校内教員研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各特別支援学校で、コミュニケーション手段に関するものも含んだ、校内教員研修を実施しており、そのうち夏季休業中の校内研修については、県内の幼稚園、小中学校、高等学校及び他の特別支援学校へ広く案内を配付し、教職員の研修機会の拡充に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校で実施する夏季休業中の校内研修については、県内の幼稚園、小中学校、高等学校及び特別支援学校へ広く案内を配付し、教職員の研修機会の拡充に努める。 		
<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの学校等における障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談があれば、必要に応じて合理的配慮の提供等の助言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談があれば、必要に応じて合理的配慮及びコミュニケーション手段についての助言等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談があれば、引き続き必要に応じて合理的配慮及びコミュニケーション手段についての助言等を行う。 		
第8条（施策の総合的かつ計画的な推進等）					
<ul style="list-style-type: none"> 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策についての基本的な方針を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画において、意思疎通手段について学ぶ機会の確保や情報発信、コミュニケーション環境の充実に関することを記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画に記載する事項を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画へ記載 		
<ul style="list-style-type: none"> 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。 		<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画に記載する事項を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画へ記載 		
<ul style="list-style-type: none"> 施策を推進するために必要な専門的事項について、愛知県障害者施策審議会の意見を聴く。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県障害者施策審議会に専門部会を設置。（平成29年1月24日開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 7月11日、9月26日、11月28日に部会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 部会の開催 （7月2日、9月上旬、11月中旬を予定） 		
第9条（啓発及び学習の機会の確保）					
<ul style="list-style-type: none"> 県は、県民が手話言語の普及の重要性に対する理解を深めることができるよう、手話言語の普及に関する啓発を行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット等作成 対象：一般 制作数：リーフレット10万部 ポスター8千枚 配付先：市町村、小中学校、障害者団体、社会福祉協議会等 シンポジウムの開催 名古屋市及び豊田市で29年2月に開催 参加者：名古屋 220名、豊田市240名 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども向け普及啓発ワークシート作成 対象：子ども（児童・生徒）、 制作数：50万部 配付先：小学校（児童1人1枚）、中学校、高校、特別支援学校、図書館、生涯学習センター、市町村等 条例PRイベントの開催 ALSを知ろう、盲ろう体験、あんま体験、全盲の歌姫若渚さんと豊田大谷高等学校のコロナポスター、視覚障害者向けスマホ講座 企業・団体等への手話講師派遣（17回） 〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 企業、学校、クリニック等 ※ 豊田大谷高校での講師派遣の成果を条例PRイベントで発表 障害福祉課で職員向けに手話講座開催（週2回朝礼時） 	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット作成 対象：一般 配付先：企業、市役所、社協等 シンポジウム開催 対象：一般 障害者計画別冊配布 企業・団体等への手話講師派遣 50カ所程度 （5月15日市町村職員新任研修、5月29日、6月1日県職員主査級キャリアマネジメント研修） 障害福祉課で職員向けに手話講座開催 （週2回朝礼時） 		

条例	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降	平成31年度	平成32年度
<p>・県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発及び学習の機会を確保するよう努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村設置手話通訳者会議の開催（6月26日）〔県内市町村〕 ・県庁職員向け手話講座・ボッチャ体験（8月1日）〔障害者団体、ボッチャ協会〕 ・あいちアールブリュット展を通じた、知的、発達障害等への理解促進（9月）〔障害者団体〕 ・発達障害講座、筆談講座の開催（企業向け）（9月）〔愛知労働局、障害者団体〕 ・「文字で伝えよう」福祉実践教室の実施（小学校58校ほか120件）〔障害者団体〕 ・「視覚情報のユニバーサルデザインガイドブック」の作成（平成30年2月） 対象：行政機関、民間事業者 制作数：2,000部 配付先：庁内各課室、市町村、民間事業者 ・カラーユニバーサルデザイン普及セミナーの開催（平成30年2月） 対象：市町村職員、民間事業者 回数：2回（名古屋市、岡崎市） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市町村設置手話通訳者会議の開催（7月5日）〔県内市町村〕 ◆あいちアールブリュット展を通じた、知的、発達障害等への理解促進（9月）〔障害者団体〕 ◆手話講座の開催（企業向け）（9月）〔愛知労働局、障害者団体〕 ◆「文字で伝えよう」福祉実践教室の実施（小・中・高等学校等）（時期調整中）〔障害者団体〕 ◆カラーユニバーサルデザイン普及セミナー及びワークショップの開催（12月予定） 対象：一般 回数：各1回（名古屋市） 		

第10条（人材の養成等）

<p>・県は、意思疎通を支援する者が確保されるよう、市町村及び関係団体と協力して、支援者の養成等を行うよう努める。</p>	<p>・コミュニケーション支援者の養成・派遣等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者の養成（県、2市） ※目標養成者数 40人 養成研修修了者数 27人 平成29年4月1日現在 187人登録 ○手話奉仕員の養成（44市町村） ○要約筆記者の養成（県、2市） ※目標養成者数 20人 養成研修修了者数 12人 平成29年4月1日現在 70人登録 ○盲ろう者向け通訳・介助員養成（県、1市） ※目標養成者数 20人 養成研修修了者数 9人 平成29年4月1日現在 115人登録 ○点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成（5市） ○手話通訳者の派遣（県、54市町村） ○行政機関への手話通訳者の配置（34市町） ○要約筆記者の派遣（県、47市町村） ○盲ろう者向け通訳・介助員派遣（県、1市） ○点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業（2市） ○日常生活用具給付等事業（54市町村） ○補装具費支給制度（54市町村） 	<p>・コミュニケーション支援者の養成・派遣等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者の養成（県、2市） ※目標養成者数 40人 養成研修修了者 18人 平成30年4月1日現在 178人登録 ○手話奉仕員の養成（43市町村） ○要約筆記者の養成（県、2市） ※目標養成者数 20人 養成研修修了者 29人 平成30年4月1日現在 67人登録 ○盲ろう者向け通訳・介助員養成（県、1市） ※目標養成者数 20人 養成研修修了者 19人 平成30年4月1日現在 118人登録 ○点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成（5市） ○手話通訳者の派遣（県、44市町村） ○行政機関への手話通訳者の配置（県、37市町村）※平成29年度から県に設置 ○要約筆記者の派遣（県、22市町村） ○盲ろう者向け通訳・介助員派遣（県、1市） ○点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業（2市） ○日常生活用具給付等事業（54市町村） ○補装具費支給制度（54市町村） ○軽度・中等度難聴児支援事業費補助金 	<p>◆コミュニケーション支援者の養成・派遣等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者の養成 ※目標養成者数 40人 ○手話奉仕員の養成 ○要約筆記者の養成 ※目標養成者数 20人 ○盲ろう者向け通訳・介助員養成 ※目標養成者数 20人 ○点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成 ○手話通訳者の派遣 ○行政機関への手話通訳者の配置（平成29年度から県に設置） ○要約筆記者の派遣 ○盲ろう者向け通訳・介助員派遣 ○点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業 ○日常生活用具給付等事業 ○補装具費支給制度 ○軽度・中等度難聴児支援事業費補助金 		
---	--	--	---	--	--

条例	平成28年度	平成29年度	平成30年度以降	平成31年度	平成32年度
第11条（情報の発信等）					
<ul style="list-style-type: none"> 県は、県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報発信に努める。 県は、災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得することができるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報あいちの音声コード版の発行 点字広報、声の広報の発行（年6回） 広報番組での手話通訳の配置（3番組） 広報番組での字幕放送（2番組） <p>○市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアルに、要配慮者の特性と配慮事項が記載。</p> <p>[視覚障害者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚による情報収集、状況判断、単独での迅速な避難行動が困難。→音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要、避難支援者が必要、避難所におけるバリアフリーの確保が必要、盲導犬に関する配慮も必要。 <p>[聴覚平衡障害音声・言語障害者]</p> <ul style="list-style-type: none"> 音声による情報取得、状況判断、音声言語で状況を伝えることが困難。→視覚による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要。 <p>[盲ろう者]・目と耳の両方に障害がある方は、情報収集、状況判断が非常に困難。単独での迅速な避難行動が非常に困難→盲ろう者には、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など見え方や聞こえ方の程度によって、コミュニケーション方法は様々、目と耳のどちらが先に見えにくく（聞こえにくく）なったか、その時期、それまでに受けてきた教育などによって異なるため、情報伝達方法に配慮が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広報あいちの音声コード版の発行 点字広報、声の広報の発行（年6回） 広報番組での手話通訳の配置（3番組） 広報番組での字幕放送（2番組） <p>・健康福祉部、防災局、当事者との意見交換会の開催（9月11日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報あいちの音声コード版の発行 ◆点字広報、声の広報の発行（年6回） ◆広報番組での手話通訳の配置（3番組） ◆広報番組での字幕放送（2番組） ◆災害時のあいち聴覚障害者センターとの協力連携について意見交換（5月15日） ◆健康福祉部、防災局、当事者との意見交換会の開催（調整中） 		
第12条（事業者に対する協力）					
<ul style="list-style-type: none"> 県は、事業者が行う活動を支援するため、団体と協力して、必要な情報の提供に努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 企業・団体等への手話講師派遣（再掲） 〔愛知県聴覚障害者協会委託〕 企業、学校、クリニック等 ※ 豊田大谷高校での講師派遣の成果を条例PRイベント（3月）で発表 	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業・団体等への手話講師派遣（再掲） 50カ所程度 ※愛知県聴覚障害者協会へ委託 		
第13条（調査の実施）					
<ul style="list-style-type: none"> 県は、施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査を行うよう努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 先進事例の視察（7月大阪ろうあ会館） 県内障害者アート展覧会の開催情報収集（4月～）及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信（6月～） 明生会館の情報発信の検討調査（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆県内障害者アート展覧会の開催情報収集及びあいちアールブリュットのホームページ、フェイスブック、ツイッターでの情報発信 		